

認定社会福祉士制度におけるスーパーバイザーの行動規範

(2015年3月22日)

本行動規範は、認定社会福祉士認証・認定機構（以下、「本機構」という。）が認定社会福祉士制度におけるソーシャルワークのスーパービジョンを行う際にスーパーバイザーが従うべき行動を示したものである。

スーパーバイザーは、社会福祉士が人権と社会正義の原理に則り、サービス利用者本位の質の高い福祉サービスの開発と提供に努めることによって、社会福祉の推進とサービス利用者の自己実現を目指すことができるよう社会福祉士であるスーパーバイジーの成長を支援するというスーパーバイザーの役割を自覚するとともに、社会福祉士の倫理綱領に照らして公正性と一貫性をもつてスーパービジョンを行うように努めなければならない。

なお、本行動規範では、スーパーバイザーとスーパーバイジーの関係を中心に規定している。

1. 説明責任

1. スーパーバイザーは、スーパーバイジーとの専門的援助関係についてあらかじめスーパーバイジーに説明しなければならない。
2. スーパーバイザーは、スーパービジョン契約に基づきスーパービジョンの内容、役割について伝えなければならない。
3. スーパーバイザーは、スーパービジョンにおける義務とスーパーバイジーの権利を説明し明らかにした上でスーパービジョンをしなければならない。
4. スーパーバイザーは、スーパーバイジーが必要な情報を十分に理解し、納得していることを確認しなければならない。

2. 個人情報の取扱い

5. スーパーバイザーは、スーパービジョンの実施にあたり、必要以上の情報収集をしてはならない。
6. スーパーバイザーは、スーパーバイジーの秘密に関して、敏感かつ慎重でなければならない。
7. スーパーバイザーは、スーパービジョンを離れた日常生活においても、スーパーバイジーの秘密を保持しなければならない。
8. スーパーバイザーは、記録の保持と廃棄について、スーパーバイジーの秘密が漏れないように慎重に対応しなければならない。
9. スーパーバイザーは、スーパーバイジーの記録を開示する場合、本人の了解を得るようにする。
10. スーパーバイザーは、スーパーバイジーの個人情報の乱用・紛失その他あらゆる危険に対し、安全保護に関する措置を講じなければならない。
11. スーパーバイザーは、事例研究にケースを提供する場合、人物を特定できないように配慮し、その関係者に対し事前に承認を得なければならない。

3. スーパーバイジーとの関わり

12. スーパーバイザーは、自分の個人的・宗教的・政治的理由のため、または個人の利益のために、不适当に専門的援助関係を利用してはならない。

13. スーパーバイザーは、スーパーバイジーとの専門的援助関係とともにパートナーシップを尊重しなければならない。
14. スーパーバイザーは、スーパーバイジーからスーパービジョンの代償として、正規の報酬以外に物品や金銭を受けとってはならない。
15. スーパーバイザーは、スーパーバイジーに温かい关心を寄せ、スーパーバイジーの立場を認め、スーパーバイジーの情緒の安定を図らなければならない。
16. スーパーバイザーは、スーパーバイジーを非難し、審判することがあってはならない。
17. スーパーバイザーは、スーパーバイジーが自分の目標を定めることを支援しなければならない。
18. スーパーバイザーは、自分の価値観や援助観をスーパーバイジーに押しつけてはならない。
19. スーパーバイザーは、スーパーバイジーに対して肉体的・精神的損害または苦痛を与えてはならない。
20. スーパーバイザーは、スーパーバイジーに対して性的差別やセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどのハラスメントを行ってはならない。
21. スーパーバイザーは、スーパーバイジーの権利について十分に認識し、敏感かつ積極的に対応しなければならない。

4. 研鑽の義務

22. スーパーバイザーは、スーパーバイザーとしての使命と職責の重要性を自覚し、常に専門知識を深め、理論と実務に精通するように努めなければならない。
23. スーパーバイザーは、スーパーバイザーとしての自律性と責任性が完遂できるよう、自らのスーパービジョンの力量の向上をはからなければならない。
24. スーパーバイザーは、性的差別やセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどのハラスメントに対する正しい知識を得るよう学ばなければならない。
25. スーパーバイザーは、国際社会の動向やグローバルスタンダード等を視野に入れ研鑽に努めなければならない。

5. 社会的責務

26. スーパーバイザーは、他のスーパーバイザーが非倫理的な行動をとった場合、必要に応じて関係機関や認定社会福祉士認証・認定機構に対し適切な行動を取るよう働きかけなければならない。
27. スーパーバイザーは、スーパーバイザーに対する不当な批判や扱いに対し、その不当性を明らかにし、認定社会福祉士認証・認定機構に報告しなければならない。
28. スーパーバイザーは、不当な扱いや批判を受けている他のスーパーバイザーを発見したときは、一致してその立場を擁護しなければならない。
29. スーパービジョンを担うスーパーバイザーは、その機能を積極的に活用し、公正で誠実な態度で後進の育成に努め社会的要請に応えなければならない。